

○住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日建設省住備発第 42 号、建設省住整発第 27 号、建設省住防発第 19 号、建設省住街発第 29 号、建設省住市発第 12 号建設省住宅局長通知）
（傍線部は改正部分）

新	旧
住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目 建設省住備発第 42 号 建設省住整発第 27 号 建設省住防発第 19 号 建設省住街発第 29 号 建設省住市発第 12 号 平成 12 年 3 月 24 日 建設省住宅局長通知 <u>最終改正 令和 7 年 3 月 31 日</u> <u>国住備第 601 号</u> <u>国住整 221 号</u> <u>国住事防第 26 号</u> <u>国住街第 154 号</u> <u>国住市第 102 号</u> 第 1 （略） 第 2 対象の範囲 共同施設整備等の補助対象の範囲は以下のとおりとする。 1 調査設計計画 イ 事業計画作成費 (1) （略） (2) 基本設計費 建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（<u>令和 6 年国土交通省告示第 8 号</u>。以下、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目 建設省住備発第 42 号 建設省住整発第 27 号 建設省住防発第 19 号 建設省住街発第 29 号 建設省住市発第 12 号 平成 12 年 3 月 24 日 建設省住宅局長通知 <u>最終改正 令和 6 年 3 月 29 日</u> <u>国住備第 461 号</u> <u>国住整第 125 号</u> <u>国住事防第 18 号</u> <u>国住街第 177 号</u> <u>国住市第 88 号</u> 第 1 （略） 第 2 対象の範囲 共同施設整備等の補助対象の範囲は以下のとおりとする。 1 調査設計計画 イ 事業計画作成費 (1) （略） (2) 基本設計費 建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（<u>平成 31 年国土交通省告示第 98 号</u>。以下、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額

標準とする額 (3)～(8) (略) ロ～ホ (略) 2 (略) 3 共同施設整備 イ・ロ (略) ハ その他の施設等整備等費 (1)～(11) (略) (12)高齢者等生活支援施設整備費 ①・② (略) ③ 次に掲げる高齢者の生活を支援するための施設の整備に要する費用（地域優良賃貸住宅1戸につき <u>2,289 千円</u>を限度とする。） 1～8 (略) ④～⑦ (略) (13)～(33) (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>改正後の細目は、令和7年4月1日から施行する。</u>	を標準とする額 (3)～(8) (略) ロ～ホ (略) 2 (略) 3 共同施設整備 イ・ロ (略) ハ その他の施設等整備等費 (1)～(11) (略) (12)高齢者等生活支援施設整備費 ①・② (略) ③ 次に掲げる高齢者の生活を支援するための施設の整備に要する費用（地域優良賃貸住宅1戸につき <u>2,125 千円</u>を限度とする。） 1～8 (略) ④～⑦ (略) (13)～(33) (略) 附 則 (略) (新設)
--	---